

診療所の承継・開業支援事業補助金 事業概要

1 事業概要

重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）において、承継又は開業する診療所の施設・設備整備及び地域への定着に対する支援を行う。

(1) 施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費

(2) 設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器等の購入費

(3) 地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費

2 補助事業の実施主体及び補助対象となる診療所の承継・開業の時期

(1) 補助事業の実施主体

都道府県が定める支援区域において、承継又は開業する診療所（医科）であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者

(2) 補助対象となる診療所の承継・開業の時期

事業名	補助対象となる診療所の承継・開業の時期
施設整備事業	令和7年11月11日以降
設備整備事業	
地域への定着支援事業	令和6年12月17日以降

3 補助基準額等

※国から示されている範囲で掲載しています。詳細が示されましたら改めて更新します。

(1) 施設整備事業

基準面積	診療部門 ・無床の場合・・・160 m ² ・有床の場合（5床以下）・・・240 m ² ・有床の場合（6床以上）・・・760 m ² 診療部門と一体となった医師・看護師住宅・・・80 m ²
補助率	国 1/3、都道府県 1/6、事業者 1/2

備考	厚生労働省から県に内示後（7月予定）以降に着手（契約）した事業が対象となる。
----	--

（2）設備整備事業

基準額 （1か所当たり）	診療所として必要な医療機器等購入費・・・16,500千円
補助率	国 1/3、都道府県 1/6、事業者 1/2
備考	厚生労働省から県に内示後（7月予定）以降に着手（契約）した事業が対象となる。

（3）地域への定着支援事業

基準額	診療日数（129日以下） 6,200千円+(71千円×実診療日数)等
補助率	国 4/9、都道府県 2/9、事業者 1/3
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月からの経費が対象となる。 ・補助金額は診療報酬等の収入を控除して算定する。